

別紙 根拠法令条項

- ・ **銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令**

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項及び第4項、第3条の2第3項、第4条の2第1項（同法第6条第3項、第7条の3第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）、第4条の2第2項（同法第7条の3第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）、第4条の2第3項（同法第6条第3項、第7条の3第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）、第4条の3第1項、第4条の4第1項及び第3項、第7条第2項及び第3項、第7条の3第4項、第8条第3項、第8項及び第10項（同法第11条第12項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）、第9条の3の2第1項及び第3項、第10条第2項第2号の2並びに第10条の4第2項、同法第10条の8の2第2項において準用する同法第9条の7第2項並びに同法第10条の8の2第5項、第11条第10項、第13条、第21条の2、第24条の2第11項、第25条第1項及び第4項から第6項まで、第26条第2項、第27条第1項、第28条第1項及び第2項並びに第30条の3並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第285号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項

- ・ **猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則**

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第1項